2026年 11月 16日

各　位

会 社 名　電気興業株式会社
代表者名　代表取締役社長　近藤　忠登史
（コード番号　６７０６　東証プライム市場）
問合せ先　執行役員経理部長　土澤　賢明
（TEL.　03 － 3520 － 9870 ）

第101期（2027年３月期）半期報告書の提出期限延長承認申請に関するお知らせ

当社は、2026年９月16日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、棚卸資産評価に関する会計処理の適切性について調査を行うため、特別調査委員会を設置し、現在調査を進めております。当初、法定提出期限である2026年11月16日までに第101期（2027年３月期）半期報告書の提出を予定しておりましたが、特別調査委員会による事実関係の調査及びこれを踏まえた当社による決算数値の確定作業並びに監査法人による期中レビュー手続に相応の時間を要する見込みであることから、本日開催の取締役会において、第101期（2027年３月期）半期報告書の提出期限延長承認申請を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．対象となる半期報告書
第101期半期報告書（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

２．延長前の提出期限
2026年11月16日

３．延長が承認された場合の提出期限
2027年２月15日

４．提出期限の延長を必要とする理由
当社におきましては、2026年９月16日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、外部機関より、2025年３月期及び2025年９月期における一部の製品・仕掛品（以下「本件製品等」といいます。）の棚卸資産の評価及びこれに関連する会計処理に関して疑義（以下「本件疑義」といいます。）が示されました。
本件疑義は、当社が2026年３月期に計上した本件製品等に係る棚卸資産評価損について、

その全部または一部を過年度に計上すべきであった可能性があるというものです。

当社は、これまで各事業年度末時点で入手可能な情報に基づき棚卸資産の評価を実施してきており、2026年3月期においては本件製品等に係る棚卸資産1,254百万円のうち912百万円を評価損として計上しているところ、これまでの会計処理は適切であったものと認識しておりましたが、本件疑義に関する事実関係及び会計処理の適切性について、外部機関より独立した調査機関であるかを問わず調査の実施を求められたこと、及び客観的かつ独立した立場から検証を行うことが、株主・投資家の皆様を始めとする関係者に対する説明責任を果たすうえで必要であると判断したため、2026年9月16日開催の取締役会において、当社と利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置することを決議し、2026年9月16日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしました。

特別調査委員会は、当初、2026年11月中旬を目途に調査を完了する見込みでしたが、調査に時間を要するため、2026年11月中旬までの調査完了は困難である旨の報告を受けました。尚、特別調査委員会から過年度の決算訂正が必要となる可能性がある旨の説明を受けております。

現時点では、上記の通り特別調査委員会による調査が完了していないため、当社において、中間連結財務諸表の数値を確定することができず、法定提出期限までに会計監査人による期中レビュー報告書を受領できないと判断し当該半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決議しました。

５．今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

また、特別調査委員会による調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、取引先その他関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上